

令和5年度行政事業レビューシート ( 内閣府 )

事業名	政府調達苦情処理の推進に必要な経費			担当部局庁	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者						
事業開始年度	平成8年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	参事官(予算編成基本方針担当)	高橋 洋明						
会計区分	一般会計											
根拠法令(具体的な条項も記載)	政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定第18条及びに内閣府設置法第4条第3項第4号			関係する計画、通知等	政府調達苦情処理推進会議の設置について(平成7年12月1日閣議決定)							
政策	4. 経済財政政策			主要経費	その他の事項経費							
施策	4. 経済財政に関する施策の推進											
政策体系・評価書URL	<a href="https://www8.cao.go.jp/hyouka/r4bunseki/r4bunseki-21.pdf">https://www8.cao.go.jp/hyouka/r4bunseki/r4bunseki-21.pdf</a>											
事業の目的(5行程度以内)	本事業は、WTOの政府調達協定等に基づき、内外無差別の原則の下、物品及びサービス(建設サービスを含む。)の政府調達に係る苦情の受付・処理を行うことを通じて、政府調達の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的とする。											
現状・課題(5行程度以内)	<p>中央政府の機関、独立行政法人等が行う調達に係る苦情申立て件数について、これまで18件あり、過去5年間では4件である。苦情申立てまで発展している件数は1件/年程度であるが、近年、苦情申立てに関する相談件数は増加傾向にあり、政府調達の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るべく、政府調達苦情処理の推進が必要。</p> <p>【参考】苦情申立件数 合計18件(R5年4月現在)              H8年度 12年度 13年度 14年度 17年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 26年度 30年度 R1年度 R3年度 R4年度              1件 2件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 2件 1件 2件 1件 1件 1件 1件</p>											
事業概要(5行程度以内)	<p>・政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において、苦情処理手続の制定等を行う。              ・国の政府機関及び政府関係機関の調達について、苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者等によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。</p>											
事業概要URL	-											
実施方法	直接実施											
補助率等	-											
予算額・執行額(単位:百万円)(インプット)	予算の状況	当初予算(A)	令和2年度	2.4	令和3年度	1.7	令和4年度	1.7	令和5年度	1.7	令和6年度要求	1.7
		補正予算(B)		-		-		-		-		-
		前年度から繰越し(C)		-		-		-		-		-
		翌年度へ繰越し(D)		-		-		-		-		-
		予備費等(E)		-		-		-		-		-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)		2.4		1.7		1.7		1.7		1.7
		執行額(G)		0.3		0		0				
		執行率(%) =(G)/(F)		12%		0%		0%				
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]		12%		-		-				
		歳出予算項・目	令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)							
(項)	経済財政政策費											
(目)	諸謝金	0.6	0.6									
(目)	委員等旅費	0.2	0.2									
(目)	庁費	0.9	0.9									
(目)	その他	0	0									
	計(A)	1.7	1.7									

<b>活動内容① (アクティビティ)</b>		<p>・政府調達苦情処理推進会議において苦情処理手続きの制定等を行う。          ・国の政府機関及び政府関係機関の調達について、苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。</p>									
↓											
<b>活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)</b>		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
		申し立てられた苦情について、苦情処理手続きに従い、公平かつ独立した立場から検討を行う。	政府調達苦情検討委員会の開催	活動実績	回	1	0	0	-	-	
				当初見込み	回	9	5	5	5	5	
↓											
<b>成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)</b>		<p>政府調達検討委員会の役割は「協定違反があるかどうか」という観点から、公平かつ独立した立場から適切な判断を行うことであり、その目的は政府調達の透明性、公正性及び競争性の一層の向上であるため。</p>									
<b>成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)</b>		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度		
		政府調達の透明性、公正性及び競争性の一層の向上。	-	成果実績	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	-	
<b>成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定量的なアウトカムに 関する成果実績</b>		<p>苦情申立てに関する相談件数          R元年度 R2年度 R3年度 R4年度          12件 21件 34件 16件</p>									
<b>アウトカム設定について の説明</b>		<p>アクティビティ①について定量的なアウトカムを設定している理由</p> <p>政府調達苦情処理は、①申立てを受けて手続きを開始する、②申立てがあった場合は定められた期日以内に対応する、③申立ての内容等を勘案の上で委員会で検討し是正策を提案するなど、特殊性を有する事業であり、定量的な成果目標を示すことは困難なため。</p> <p>アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由</p> <p>政府調達苦情処理体制はあくまでもWTOの政府調達協定等に基づき、内外無差別の原則の下、物品及びサービス(建設サービスを含む。)の政府調達に係る苦情の受付・処理を行う体制であり、苦情申立て件数や相談件数などを成果目標として設定することはなじまないため。</p>									
<b>事業に関連する KPIが定められて いる関連決定等</b>		名称	-								
		URL	-								
		該当箇所	-								
<b>事業所管部局による点検・改善</b>											
<b>点検結果</b>		<p>事業者等からの相談や苦情申立てに対し「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定)等に基づき適切に対応している。          令和4年度は委員会開催事業がなかったが、本事業では年1件の苦情申立てが受理されて委員会を開催する場合に必要な最低限の経費を毎年計上しており、適切に使用されてきている。</p>					<p>目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施)</p>				
<b>改善の 方向性</b>		<p>引き続き効果的・効率的な予算執行に努めつつ、申し立てられた苦情等を適切に処理していく。</p>									
<b>外部有識者の所見</b>											
<p>苦情申立てに関する相談件数は、極小化するべきものであるところ、これ自体アウトカムとして捉えうるのではないかと。また、申立てが行われた場合に所定の期日以内に対応するというのは重要な行政活動上の取組目標であることから、指標の候補となりうるのではないかと。</p>											
<b>行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見</b>											
現状通り	<p>外部有識者の所見を踏まえて、アウトカム設定を適宜見直すこと。</p>										
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>											
現状通り	<p>①苦情申立てに関する相談件数については、事業者や地方自治体からの苦情処理体制や苦情処理プロセスに関する問い合わせなども含まれていること          ②申立が行われた場合の手続については、処理日数を含め、「政府調達に関する苦情の処理手続(平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定)」で定められていることから、「苦情申立てに関する相談件数」や「期日以内に対応すること」を指標とすることは適当ではなく、成果目標は現状通りとする。</p>										



内閣府 執行額:0円

【直轄】

A.出席委員  
執行額:0円

政府調達苦情検討委員に対する諸謝金、委員等旅費

【随意契約(少額)】

B.飲料会社、速記会社  
通訳会社、翻訳会社(4社)  
執行額:0円

政府調達苦情検討委員会における飲料代、速記料、通訳料、翻訳料

※令和4年度は委員会開催事案がなかったため、執行額は0円となっている

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック